

「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を 実現するための計画」構成(案)

1 計画策定の趣旨

- ◇ 「男女共同参画のための品川区行動計画(第 5 次)」は「品川区配偶者暴力対策基本計画」および「品川区女性活躍推進計画」を包含し、総称を「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」として、平成 31(2019)年 3 月に策定。基本理念「区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会の実現」のもと男女共同参画の促進に向けて取り組んできた。
- ◇ 令和 6(2024)年 4 月に「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を施行し、9 つの基本理念のもと、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切に、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでいる。
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の延長・改正および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定を踏まえ、条例の基本理念のもと、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画を策定する。

2 現状と課題、取り組み(令和6年度品川区人権・ジェンダー平等に関わる意識調査より)

◇ 現状と課題

- ・性的マイノリティへの理解は進んでいるが、具体的な行動は不十分
- ・性別役割分担意識は改善傾向だが、実際の不平等は依然存在
- ・女性の継続就業には男性の家庭参画が重要だが、柔軟な働き方の導入が遅れている
- ・ハラスメントや DV の被害が多く、特に若い女性が標的になりやすい
- ・政策決定過程での女性参画が少ない

◇ 必要な取り組み

- ・学校教育でのジェンダー平等と多様性尊重の教育強化
- ・職場でのワーク・ライフ・バランス推進と多様な働き方の支援
- ・ハラスメントや DV の防止と被害者支援の強化
- ・政策決定過程への女性参画促進
- ・育児・介護サービスの充実

3 計画の方向性

- ◇ 「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」制定に基づき、「マイセルフ品川プラン 男女共同参画のための品川区行動計画(第 5 次)(配偶者暴力対策基本計画、女性活躍推進計画を含む)」を、条例の 9 つの理念を反映した新たな計画として策定する。
- ◇ 前述した課題に対して、教育、労働環境の整備、支援体制の充実等、多面的な施策が必要とされている。これを踏まえ、以下の 4 つの基本目標を設定し、各種施策を推進するものとする。

【基本目標Ⅰ】ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまち

ジェンダー平等意識の醸成、多様性の理解と尊重に関する意識啓発、関連支援体制の整備・充実を図る。

【基本目標Ⅱ】あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備

DV、ハラスメント及び性暴力等の防止策の強化、被害者支援体制の拡充

新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画を包含し、包括的な支援体制の強化を図る。

【基本目標Ⅲ】女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現

あらゆる分野における女性の参画推進、就労等に関する支援体制の拡充

仕事と家庭生活や個人の時間等の調和の促進のため、育児・介護支援の充実、事業所等への支援・啓発活動を実施する。

【基本目標Ⅳ】ジェンダー主流化体制の推進

新たに「ジェンダー主流化体制の推進」を主要目標として位置付け、社会のあらゆる場面でジェンダー平等の考え方を基本として取り入れ、それを実現するための仕組みの整備を積極的に推進する。

本計画では、上記基本目標に基づき、総合的かつ計画的に施策を展開し、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に向けた取り組みを推進するものとする。

4 計画の名称

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画」

5 計画の位置付け

- ◇ 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ◇ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ◇ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ◇ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」
- ◇ 「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」、「品川区総合実施計画」および関連する計画との整合性をもった計画
- ◇ 男女共同参画社会をめざす第1次から第5次の行動計画を継承した第6次計画であり、品川区配偶者暴力対策基本計画、品川区女性活躍推進計画および(仮称)品川区女性支援基本計画を包含した計画

6 計画の期間

令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間

7 計画の準備・策定体制

- ◇ 令和 6(2024)年度に人権・ジェンダー平等に関わる意識調査を実施。
- ◇ 庁内関係各課への事業進捗状況および新規事業調査の実施。
- ◇ 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議において検討する。

8 全体構成

【第1章 計画の基本的考え方】

- 計画策定の趣旨
- 条例基本理念
- 計画の位置付け
- 計画期間
- 計画の体系図
- SDGS との関係

【第2章 計画の内容】

- 基本目標Ⅰ ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまち
- 基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備
- 基本目標Ⅲ 女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標Ⅳ ジェンダー主流化体制の推進

【第3章 資料編】

- 策定経過・推進体制(品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議名簿)
- 品川区行動計画推進会議 諮問事項等一覧
- 人権尊重都市品川宣言
- 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ジェンダー平等推進関係の主な動き(世界・国・都・品川区) ※表で掲載

「ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を実現するための計画」の方向（案）

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を実現するための条例

(令和 6 年 3 月 28 日制定、令和 6 年 4 月 1 日施行)

性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切にし、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざす。

【基本理念】

- ① 性別等に起因する差別、配偶者暴力等、ハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること
- ② すべての人が、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任において多様な生き方を選択できること
- ③ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること
- ④ すべての人が、家事、子の養育、家族の介護その他の生活における活動および職場、学校、地域等における活動の調和の取れた暮らしを営むことができること
- ⑤ すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること
- ⑥ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること
- ⑦ 女性のエンパワーメントの推進により、女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できること
- ⑧ すべての人の性的指向およびジェンダーアイデンティティが尊重され、性的指向およびジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等が解消されること
- ⑨ 国際社会および国内におけるジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会の実現に係る取組を積極的に理解し、推進すること

人権・ジェンダー平等に関わる意識調査

◆性的(セクシュアル)マイノリティと人権

- ・性的マイノリティに関する言葉や制度の認知度は 7～8 割だが、「SOGI(ソジ)」や「アライ(Ally)」は「知らない」が 7～9 割台
- ・「性のあり方には様々な形があるということを理解して公平に接するべき」は 7 割
- ・事業所では性的マイノリティへの配慮の取り組みを 6 割以上が実施(検討)していない
- 性については多様性があるということについて理解を深め、性的マイノリティの人への無理解からくる偏見や差別をなくしていくことが必要

◆ジェンダー平等の意識

- ・性別役割分担について男女間での意識が解消されつつも、女性の家事負担は大きい
- ・「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「職場」「法律や制度の上」で男性優遇は 5 割以上
- 男女間の不平等は社会のあらゆる場に根深く残っており、家庭や職場、政治の場等あらゆる場面におけるジェンダー平等の取組を促していくことが必要

◆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

- ・女性がライフステージにかかわらず仕事を続けるためには男性の家庭参画が重要
- ・「在宅就業制度」「フレックスタイム制度」は事業所の過半数が導入していない
- 働きたい女性が結婚・出産・育児等のライフステージの変化によらず、自分の希望する働き方ができるようワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する啓発・支援の実施、事業所等への周知啓発の必要がある

◆教育・啓発

- ・学校教育において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を支える意識を形成するためには、授業や指導を通じた意識醸成、生活指導・進路指導における多様性への配慮、学校生活での平等な役割分担等が求められる
- ・教職員をはじめ子どもと関わる大人に対する研修を進めることも大切である

◆ハラスメントの防止

- ・ハラスメントの被害として、20～30 歳代女性の「セクシュアル・ハラスメント」、30 歳代女性の「マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント」の被害が多くなっている
- ・被害を相談しなかった人は 3 割近くで男性でより多くなっている
- ハラスメントは重大な人権侵害であることの周知啓発、防止に向けた教育・研修等の強化、事業所への情報提供等を進めることが重要
- 被害者の相談支援体制の構築、相談先の周知等の強化も必要

◆DV

- ・「自分が直接経験したことがある」は 1 割、女性では 1 割半ばと男性の約 2 倍
- ・「相談しても無駄」「我慢すればいい」等の理由で誰にも相談していない人が 4 割以上
- DVは決してあってはならない行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に浸透させるとともに、被害を受けた方が相談しやすい体制や、緊急時における一時保護の施設の整備等、様々な支援機関の連携、総合的な体制の充実が必要

◆ジェンダー平等の推進に関する施策

- ・政策・方針決定過程の場において女性が少ない理由は「男性優位の組織運営」「家庭・職場・地域において性別役割分担意識が強い」が多い
- 女性の活躍を阻害する性別役割分担意識の解消に向け、ジェンダー平等意識の醸成が急務。また、防災分野における女性の参画を促し、ジェンダー平等の視点をもって災害対策を進めることが重要

◆区に関する施策

- ・ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を実現するため「多様な働き方の選択、育児・介護休業取得の促進など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組」「学校でのジェンダー平等と性の多様性尊重に関する教育の充実」「育児・保育・介護サービスや施設の充実」が求められている

国の動き

★第 5 次男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月～令和 8 年 3 月)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| I あらゆる分野における女性の参画拡大 | II 安全・安心な暮らしの実現 |
| III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | IV 推進体制の整備・強化 |

■女性活躍推進法の延長・改正

■労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法の改正

■育児・介護休業法の改正

■配偶者暴力防止法の改正

■(独)男女共同参画機構の設立および男女共同参画センターの機能強化

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)施行

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)施行

■第 6 次男女共同参画基本計画策定に向けた検討

【女性活躍・男女共同参画に関する現状と課題】

- | | |
|--|-----------------------|
| ①意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応 | ・女性起業家の支援強化など経済分野の取組 |
| ・企業における女性登用の更なる加速化 | |
| ②全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり | ・正規雇用の女性の就業継続への支援 |
| ・男女間賃金格差の是正への取組 | ・仕事と育児・介護・健康課題の両立支援 |
| ・リスクリングの支援強化 | |
| ③女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり | ・女性が活躍できる地域づくりへの取組が必要 |
| ・地方における女性の参画はこれまで以上に求められる | |
| ④個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 | |
| ・重大な人権侵害である性犯罪・性暴力やDV等について、多様な被害者への相談・支援体制の充実・強化への取組 | |
| ・男女共同参画の視点に立った防災・復興への取組 | ・生涯にわたる健康への支援 |
| ⑤社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討 | |
| ・人口構造や就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き方に対する多様化等を踏まえ、全ての人が希望に応じて活躍できる社会の実現を目指すことが重要 | |

東京都の動き

★東京都男女平等参画推進総合計画(令和 4 年度～令和 8 年度)

- | |
|----------------------------------|
| I ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進 |
| II 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ |
| III 配偶者暴力対策 |

■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

■東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

■困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

■女性活躍の輪(WA)による取組の推進

■女性活躍基本条例(仮称)検討中

■東京都男女平等参画推進総合計画改定に向けた検討

【都の総合計画「2050 東京戦略」を踏まえた計画】

- ①意識改革により、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアスを払拭
 - 現行計画の「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」を強化
 - 根強く残る性別役割分担意識の変革
 - ・女性活躍を阻む「マインドの壁」の打破に向け、各対象に働きかけ
- ②世界から大きく立ち遅れる経済の分野や意思決定の場での女性活躍を強化
 - 現行計画の「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」を強化
 - 様々な分野への男女平等参画推進に向けた数値目標の導入
 - ・女性の力が企業の持続的成長にもつなげることの理解促進
- ③ライフステージを通じて、誰もが持てる力を存分に発揮できる環境を実現
 - 現行計画の「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」を強化
 - 男女の健康と仕事・家事・育児等の両立(フェムテック活用など)
 - ・地域や社会を含め多様な生き方を支援
 - ・配偶者暴力など男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

品川区配偶者暴力対策基本計画・品川区女性活躍推進計画

男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重しあう社会を実現するための計画

【資料5-3】

計画の体系図（案）



※○数字は条例基本理念→コンテンツ掲載